



令和5年度 工事監査報告

令和6年5月

鹿児島県農政部

1 実施状況

公共工事の品質確保に関して、品確法、入契法、建設業法のいわゆる担い手3法において、発注者へは適正な予定価格設定、適正な設計・積算、計画的な発注、適正な工期設定、施工時期の平準化、適切な設計変更などを、受注者へは賃金、安全衛生等の労働環境改善、適正な下請け契約などを求めている。

これらを踏まえ、工事監査においては、鹿児島県農政部工事監査要領（同運用）及び工事監査実施マニュアルに基づき、計画、設計・積算、入札・契約、施工等の各段階において、工事の適正かつ円滑な執行を確保するために、技術面から当該工事が適正に行われているかを主眼とし、重点項目を設定して監査を実施した。

このうち、農地整備課及び農地保全課が所管する県営事業及び団体営事業の工事に係る監査実施状況は（表－1）のとおりである。県営事業については、件数ベースで対象工事件数898件のうち160件（17.8%）、工事費ベースで対象工事費約207億円のうち約46億円（22.1%）について、書類審査及び現場指導を行った。併せて、前回の監査指導項目等についてフォローアップを実施した。

また、県営事業の業務委託に係る監査実施状況は（表－2）のとおりであり、令和4年度に業務委託が完了した421件のうち40件について書類審査を実施した。

加えて、畜産課、経営技術課、生活排水対策室所管工事についても監査を実施した。実施状況は（表－3）のとおり。

（表－1）

（金額単位：千円）

工事 区分	監査対象		監査実績		監査実施率(%)		監査結果 (文書指導)
	件数	工事費	件数	工事費	件数	工事費	
県営事業	898	20,675,038	160	4,567,816	17.8	22.1	0
農地整備課	548	12,740,405	100	2,776,032	18.2	21.8	0
農地保全課	350	7,934,633	60	1,791,784	17.1	22.6	0
団体営事業	88	1,286,275	8	170,925	9.1	13.3	0
計	986	21,961,313	168	4,738,741	17.0	21.6	0

※ 監査対象は、R5.12月末時点の契約件数及び契約額（監査実施最終月がR6年1月であるため）

（表－2）

（金額単位：千円）

業務 区分	監査対象		監査実績		監査実施率(%)		監査結果 (文書指導)
	件数	委託費	件数	委託費	件数	委託費	
県営事業	421	2,747,891	40	381,561	9.5	13.9	0

※ 監査対象は、R4年度完了業務(NN 工事事務支援システムによる)

（表－3）

（金額単位：千円）

所管 区分	監査実績		備考 (事業名)	監査結果 (文書指導)
	件数	工事費		
畜産課	1	12,980	畜産基盤再編総合事業	0
経営技術課	1	24,398	農業開発総合センター大隅支場移転・集約整備事業	0
生活排水対策室	1	37,293	農業集落排水事業	0

2 実施体制

総括工事監査監，工事監査監，主任工事監査員2名，計4名を配置し，監査は原則2人体制で行う。ただし離島においては，対象工区数を考慮して熊毛と大島は前期1人，後期2人，屋久島と喜界は前後期とも1人とした。

各振興局・支庁の農村整備課毎の執行額及び発注工区数を勘案して，前後期の2回（大隅地域振興局管内3回）を計画し，延べ43回（1人1回にカウント）を実施した。

3 監査項目

工事目的物の品質確保，労働災害の防止及び環境に配慮した公共事業の推進を図ることに加え，予算の適切かつ有効な執行に資するため，令和4年度の工事監査報告の指導事項等を踏まえ，以下を監査項目として設定した。

そのうち，(1)発注機関側が留意しなければならない「設計図書」及び「特別仕様書」，(2)発注機関，施工者共に留意しなければならない「施工計画書」及び「施工管理」，(3)労働災害防止にかかる「安全管理」を昨年度に引き続き重点項目と定めた。

(1) 設計図書，特別仕様書について【重点項目】

- ① 設計・積算根拠の整備
 - 設計・積算基準，工法選定，構造計算，水理計算，機種選定等
- ② 特別仕様書への必要事項の記載
 - 契約条件，施工・業務内容の明確化，現場条件，施工体制台帳に関すること
 - 立会確認，現場発生土の活用，埋蔵文化財，他工区等との調整等
- ③ 必要な仮設計書の整備
 - 現場条件に見合った仮設計書，用地の確保，支障物件の移設等

(2) 施工計画書，施工管理について【重点項目】

- ① 施工計画書の精査
 - 契約条件及び現場条件の反映，設計図書との整合
 - 設計変更に伴う変更施工計画書の提出
- ② 工程管理：工程遅延にかかるフォローアップ対策等
- ③ 品質管理：施工内容に応じた管理手法及び頻度等
- ④ 出来形管理：施工段階に応じた適切な管理

(3) 安全管理について【重点項目】

- ① 労働災害の防止対策
 - 安全管理体制，新規入場者教育，安全日誌，熱中症対策，KY活動等
- ② 公衆災害の防止対策
 - 工事の周知，交通誘導員，看板，信号機，バリケード等
- ③ 重機作業の安全確保
 - 重機点検簿，交通量や作業内容などに応じた管理体制等

(4) 入札執行の適正化について

- ① 「指名選定，通知，開札」のチェックリストの整備活用
- ② 「設計書作成マニュアル」の整備活用
- ③ 「工事請負契約における設計変更ガイドライン」「設計変更マニュアル」「設計変更チェックリスト」の整備活用

- ④「施工プロセスのチェックリスト」の整備活用
- ⑤「施工体制点検要領」による確認

(5) その他

- ① 建設副産物の発生抑制及び再資源化（資源有効利用促進法）、赤土等土砂流出防止対策、土壌汚染対策法に係る届け出等
- ② 発注の平準化、適正工期の確保、余裕期間の設定、週休2日制工事の促進
- ③ 前回指導事項のフォローアップ、職員の技術力向上対策等

4 監査結果等

監査を実施した限りにおいて、概ね適正に施行されており、文書での指摘指導した不適切な事例は見受けられなかったが、以下の項目について留意すべき点を改善指導した。

(1) 設計図書、特別仕様書等

- ①設計図書に点在工事の距離確認用の図面を追加すること。
- ②特別仕様書にポンプ、弁、配管の塗装仕様を明記すること。
- ③畑かん標準断面図と現場が一致していないので、標準図を新規作成すること。
- ④埋蔵文化財については、分布調査結果等の通知の写しを設計書に添付すること。
- ⑤心土破砕を行う場合、必要性の根拠とするため代表的なほ場において土壌硬度の測定(確認)を行うことが望ましい。
- ⑥指定仮設の仮締め切り工（大型土嚢）に遮水シートが設置されていないため、安定計算により安全性を確認すること。

(2) 施工計画書、施工管理等

- ①施工計画書は共通仕様書に基づき、14項目で作成するよう指導すること。
- ②工事進捗に10%を超える遅れが生じているのでフォローアップを実施すること。
- ③指定仮設は、施工計画書に施工方法及び施工管理方法まで記載すること。
- ④畑かん工事の埋戻し試験転圧は施工方法を含め承諾の判断をするため、協議資料に施工状況の写真を添付させること。
- ⑤建設副産物管理者を配置すること。
- ⑥現場代理人が途中交代しているため、現場組織表の見直しを含め、速やかに変更施工計画書を提出すること。
- ⑦ボックスカルバートの緊張を発注図面により管理しているが、実際に使用するメーカーの仕様を確認のうえ管理すること。
- ⑧再生砕石の材料承認資料は、リサイクル認定証を添付させること。
- ⑨特別仕様書で指定している残土処分地を変更する場合は、指定処分地が受入困難である旨協議すること。
- ⑩生コン使用量20m³未満により圧縮強度試験を省略する場合、JIS 工場の品質証明書を示すこと。
- ⑪路床部の転圧は2層仕上げとすること。また搬送経路は距離と時間を記載すること。
- ⑫施工計画書の施工方法（仮設計画含む）、出来高管理、品質管理については現場状況に即した計画とすること。

(3)安全管理等

- ①新規入場者教育は、現場の施工内容に応じた資料を用いて教育を行うこと。
- ②用地境界と床堀線に余裕がないので施工にあたっては特に安全に注意すること。
- ③河川との昇降に用いる梯子は、転落防止のため杭で固定すること。
- ④掘削法面勾配は設計（3分）を確保すること。

(4)入札執行の適正化等

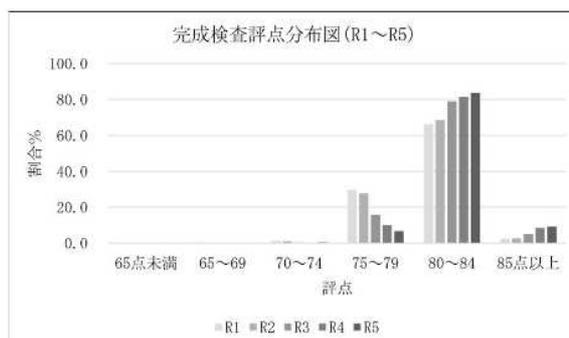
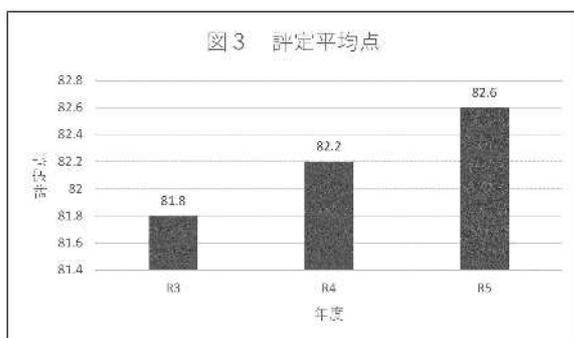
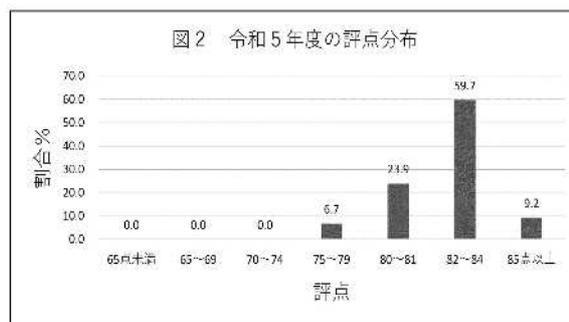
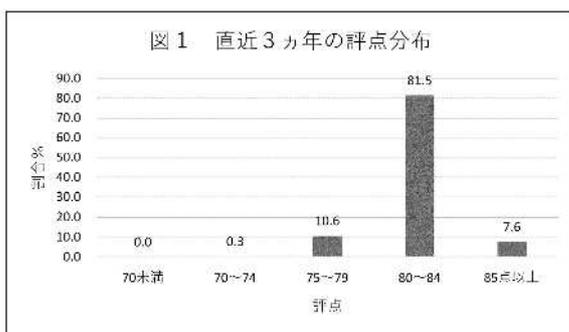
- ①内容変更が生じた場合、速やかに変更指示書を発出すること。
- ②工事請負契約書は最新の標準書式を使用すること。（令和5年4月1日以降契約締結分より一部改正）
- ③土壌汚染対策法に基づく届出を速やかに行うこと。
- ④建設発生土の有効利用及び搬出先の明確化等に関する通知に準拠すること。

(5)その他

- ①法定外労災保険の付保状況を確認すること。
- ②産業廃棄物保管場所標識を設置すること。
- ③下請の変更契約（工期等含む）を締結した場合は、速やかに変更後の施工体制台帳、施工体系図を提出すること。
- ④再生資源利用計画の現場掲示用、確認結果票を掲示すること。
- ⑤快適トイレ設置済みとのことであったが、付属品として必須とある目隠しが無い状況であったため、試行要領に基づき実施すること。

5 工事成績評点について

近年の工事成績評点を見ると、80点以上の割合が約89%（図1）であり、優良工事表彰の推薦基準となる82点以上の割合は、令和5年度で約69%（図2）となっている。また、評定平均点も年々上昇しており、令和5年度は82.6点（図3）となった。



6 工事監査総評

令和5年度の工事監査を総括すると、奄美において、台風の影響により一時延期したところもあったが、実施時期を見直し、概ね計画どおりの工事監査となった。

各発注機関において、公共工事の品質確保に向け、施工時期の平準化や適切な工期設定などに取り組みながら、良好な目的物が建設されている。

文書により指摘指導した重大な案件は無かったものの、発注者においては、設計・積算根拠の未整備、特別仕様書の記載もれ等があった。また、受注者においては、現場での安全管理や施工管理等に指導事項があった。

ここ3カ年の工事成績評点の平均は、令和3年度が81.7点、令和4年度が82.2点、令和5年度が82.6点と年々上昇している。これは、発注者による現場の適正な運営に資する標準工期の改正や余裕工期の設定、受注者による建設環境の改善、現場での創意工夫、現場共有システムの導入、受益者や地域住民との良好な関係の構築などに取り組んだ結果であるといえる。

また、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い円滑な現場運営が図られたことも要因であった。

建設業は、近年、頻発・激甚化する災害の応急対策や早期復旧などに努めている。

一方で、令和6年度から適用される時間外労働の上限規制など働き方改革の推進を図るため、適正な労働時間の管理、ICT活用による生産性の向上、人材の育成・確保など職場環境の改善も発注者と受注者双方の取り組みが重要である。

このことから、今後の工事監査においても、発注者の責務、受注者の責務を踏まえた、執行の適正化、適切な現場運営・施工体制などが図られているか確認していきたい。

最後に、工事関係の皆様方には、今後とも工事執行について一層のご理解を深めていただくとともに、本報告が今後の業務の参考となれば幸いである。